

令和元年 8 月

各 位

公益社団法人

大阪労働基準連合会

## 「登録講習」の受講料改定について（お知らせ）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は当連合会の事業に関し、格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当連合会では、大阪労働局の登録講習機関第 1 号として実施する各種登録講習について、平成 21 年の登録受講料の改定以降、講習会場内にプロジェクターと連動したモニターの導入や空気清浄機の設置等による講習環境の向上、修了証の即日交付の実現、インターネットによる講習予約受付等受講者サービスの向上に努めながら諸経費の節減に取り組んで参りましたが、諸経費の増加や受講者の減少等経営努力だけでは、永続的に適切な運営を確保することが困難な状況となりました。

つきましては、**令和 2 年 4 月 1 日から**、別添のとおり、受講料を改定させていただきます。この改定により、講習会場の整備、講習内容の充実等受講者へのサービス向上にさらに努めて参りたいと考えていますので、なにとぞ事情ご賢察を賜りご理解いただきますようお願い申し上げます。

敬具

令和2年4月1日施行

# 登録講習受講料の改定

公益社団法人大阪労働基準連合会

## 1 安衛法第14条による作業主任者講習

技能講習種別	新受講料（税抜き、テキスト代別）
プレス機械作業主任者	12,000
足場の組立て等作業主任者	11,000
乾燥設備作業主任者	12,000
はい作業主任者	12,000
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	11,000
石綿作業主任者	11,000
有機溶剤作業主任者	11,000
鉛作業主任者	12,000
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	17,500

## 2 安衛法第61条1項の就業制限業務講習

技能講習種別	新受講料（税抜き、テキスト代別）
フォークリフト運転(15H)	15,000
ガス溶接	14,000